

## 福岡県の支援制度とは・・・

### Q 支援する団体ってどんな団体？

A 福岡県が管理している河川において、清掃や除草などの河川愛護活動を継続的に行っていて、県に登録されている団体です。

### Q どんな団体が登録できるの？

A 福岡県が管理している河川で、組織的・継続的に河川愛護活動を行っている団体です。具体的には以下のとおりです。

- ①会員数が概ね50名以上
- ②毎年2回程度以上、継続的に活動を行っている
- ③一定区間（作業延長が左右岸併せて500m～1km程度）

### Q どんな支援が受けられるの？

A 支援内容は具体的には以下のとおりです。

- ①報償費の支給  
1 団体につき年5万円を支給します。（活動報告提出後支給します）
- ②需用品の支給  
毎年2万円を限度に、軍手・長靴・鎌など活動に必要なものを支給します。
- ③傷害・賠償責任保険への加入  
活動中の万一の事故に備えて保険に加入しています。
- ④アダプト・サインの設置  
活動区間に、団体名・活動内容・区間を記載した表示板を設置します。  
予算上制約があるため、順次実施します）

### Q どうやって登録するの？

A 管轄の土木事務所（用地課管理係：裏面参照）に申請してください。  
申請時に必要な書類は、申請書・団体の規約・活動実績（予定）報告書及び活動時の写真です。  
※詳しくは管轄の土木事務所（用地課管理係）までお問い合わせください。

## 活動の流れ

申請書を土木事務所に提出



福岡県から登録通知を受けます



年度当初に需用品の支給(1団体2万円)を受けます



土木事務所に事前連絡を行います。(電話可)



事故があった場合は、  
7日以内に土木事務所へ報告を!

地域で活動を実施します



土木事務所に活動・次年度活動予定報告を行います



3月に報償費の支給を受けます。

### お問い合わせ・連絡先

福岡土木事務所 (092-641-6581)	久留米土木事務所 (0942-44-5505)	柳川土木事務所 (0944-72-4157)	直方土木事務所 (0949-22-5617)
行橋土木事務所 (0930-23-1746)	前原土木事務所 (092-322-1401)	朝倉土木事務所 (0946-22-4181)	八女土木事務所 (0943-22-6984)
北九州土木事務所 (093-691-2764)	田川土木事務所 (0947-42-9112)	飯塚土木事務所 (0948-21-4934)	那珂土木事務所 (092-513-5563)
大牟田土木事務所 (0944-41-5113)	豊前土木事務所 (0979-82-3351)	宗像土木事務所 (0940-36-2372)	

福岡県土木部河川課 管理係 (092-643-3667) [http:// www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/](http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/)